

## ○職員の育児休業等に関する条例

〔平成 11 年 4 月 1 日〕  
条例第 12 号

改正	平成 12 年 12 月 4 日	条例第 21 号	平成 22 年 5 月 25 日	条例第 2 号
	平成 14 年 8 月 28 日	条例第 13 号	平成 22 年 11 月 19 日	条例第 5 号
	平成 17 年 10 月 27 日	条例第 22 号	平成 23 年 2 月 28 日	条例第 3 号
	平成 19 年 12 月 27 日	条例第 23 号	平成 29 年 3 月 1 日	条例第 2 号
	平成 21 年 11 月 24 日	条例第 13 号	平成 30 年 3 月 1 日	条例第 3 号
	平成 21 年 11 月 24 日	条例第 14 号		

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（平成 11 年条例第 9 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員
- (3) 育児休業の請求時に次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員（以下「非常勤職員」という。）以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (イ) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員
- (ロ) その養育する子（法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 ヶ月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する非常勤職員にあっては、その療育する子が 2 歳に到達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ハ) 勤務日の日数を考慮して連合長が定める非常勤職員

- ロ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に到達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(法第二条第一項の条例で定める者)

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法及びその他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が木曾広域連合非常勤職員勤務規則第10条第1項第1号又は第2号（当該非常勤職員が再任用短時間勤務職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職員をいう。以下同じ。）である場合にあつては、木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第9条第1項9号又は同項第10号）の休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過す

る日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として連合長が定める場合に該当する場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6ヶ月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6ヶ月到達日の翌日(当該子の1歳6ヶ月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6ヶ月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6ヶ月到達日において地方等育児休業をしている場

合

- (2) 当該子の1歳6ヶ月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として連合長が定める場合に該当する場合  
(法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。  
(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている職員が退職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該退職又は停職の期間が終了したこと。

- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (5) 育児休業の承認の請求の際、育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求にかかる育児休業をし、当該育児休業の終了後、3月以上の期間を経過したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く）。

- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当すること又は第 2 条の 4 の規定に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 4 条 法第 3 条第 2 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児休業承認の取消事由）

第 5 条 法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第 5 条の 2 木曾広域連合職員の給与に関する条例（平成 17 年木曾広域連合条例第 22 号。以下「給与条例」という。）第 39 条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 ヶ月以内の期間において勤務した期間（連合長が定めるこれに相当する期間を含む）がある職員には、当該基準日にかかる期末手当を支給する。

2 給与条例第 43 条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員の

うち、基準日以前6ヶ月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日にかかる勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として管理者が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第6条の2 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第6条の3 法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務(法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務職員が、第6条の5に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第6条の5第2号に掲げる事由に該当したこ

とにより取り消されたこと。

- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生ずることとなったこと。

（法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第6条の4 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、木曾広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成12年木曾広域連合条例第16号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第5項の規定の適用を受ける職員が、4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第6条の5 法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第6条の6 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 条第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の育児休業等に関する条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 12 号。以下「育児休業条例」という。）第 6 条の 7 の規定により読み替えられた勤務時間条例第 2 条第 1 項ただし書きの規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
第 7 条第 2 項 及び第 8 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
第 10 条第 1 項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする。
第 13 条第 4 項、第 32 条 第 2 項及び第 35 条第 1 項	勤務時間条例	育児休業条例第 6 条の 7 の規定により読み替えられた勤務時間条例
第 24 条第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）
第 31 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時か



		ら翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125) を乗じて得た額とする
第 31 条第 3 項	前項	育児休業条例第 6 条の 6
第 31 条第 4 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第 6 条の 6 の規定により読み替えられた同条ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 56 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から 100 分の 100 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 125) を減じた割合を乗じて得た額とする。
第 40 条第 3 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 40 条第 4 項及び第 44 条第 2 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 40 条第 5 項	連合長	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して連合長

(育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例)

第 6 条の 7 育児短時間勤務職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条第 1 項 本文	とする。	とする。(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。)
第 2 条第 1 項 ただし書	とする。	とする。(育児短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定める。)
第 2 条第 4 項 ただし書	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第 2 条第 4 項 ただし書	日曜日及び土曜日に加えて	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えて
	ことができる	ものとする
第 5 条第 1 項	職員	、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、育児短時間勤務職員
第 5 条第 2 項	公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、育児短時間勤務職員
	職員	育児短時間勤務職員

(短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第 6 条の 8 短時間勤務職員(法第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)についての給与条例の規定の適

用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 7 条第 1 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の育児休業等に関する条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 12 号。以下「育児休業条例」という。）第 6 条の 9 の規定により読み替えられた勤務時間条例第 2 条第 1 項ただし書きの規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
第 7 条第 2 項 及び第 8 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
第 13 条第 4 項、第 32 条 第 2 項及び第 35 条第 1 項	勤務時間条例	育児休業条例第 6 条の 9 の規定により読み替えられた勤務時間条例
第 24 条第 2 号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 18 条第 1 項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）

第 31 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 125）を乗じて得た額とする
第 31 条第 3 項	前項	育児休業条例第 6 条の 8
第 31 条第 4 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第 6 条の 8 の規定により読み替えられた同条ただし書に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第 56 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
第 57 条	再任用職員	短時間勤務職員
第 58 条	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

（短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例）

第 6 条の 9 短時間勤務職員についての勤務時間条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条第 1 項 本文	とする。	とする。(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項に規定する同条第 1 項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、1 週間当たり 10 時間(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、1 週間当たり 10 時間から 19 時間 20 分までの範囲内で規則で定める。)
第 2 条第 1 項 ただし書	とする。	とする。(短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間は、1 週間当たり 10 時間から 19 時間 20 分までの範囲内で規則で定める。)
第 2 条第 4 項 ただし書及び 第 15 条	再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員

(部分休業をすることができない職員)

第 7 条 法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児短時間勤務又は法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)
  - (イ) 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員
  - (ロ) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して連合長が定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第 8 条 部分休業(法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

- 2 管理者が定める職員に対する部分休業の承認については、管理者が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超

えない範囲内で（当該非常勤職員が木曾広域連合非常勤職員勤務規則（平成15年規則第4号）第9条第2項第3号又は第4号の休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間からこれらの休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第9条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第55条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき給与条例第56条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第10条 第5条の規定は、法第19条第3項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由について準用する。

（実施規定）

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

（改正後の給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第13項第1号、第2号及び第3号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額に達しない場合」とあるのは「号俸の給料月額に職員の育児休業等に関する条例（平成11年木曾広域連合条例第12号）第6条の7の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に達しない場合」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第2号及び第3号中「受けるべき給料月額」とあるのは「受けるべき給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第13項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の給料月額に達しない場合」とあるのは「号俸の給料月額に職員の育児休業等に関する条例（平成11年木曾広域連合条例第12号）第6条の9の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に達しない場合」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」とする。

4 給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第9条の規定の適用については、同項中「第56条第1項」とあるのは「附則第15項」とする。

附 則（平成12年12月4日条例第21号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月28日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に、改正前の法第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員（現に育児休業をしている職員を除く）については、改正後の法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正後の法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

附 則（平成17年10月27日条例第22号・抜粋）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

（育児休業及び特殊勤務手当の経過措置）

12 この条例施行の際までに、育児休業に関して従前の規定に基づいてなされた決定その他の手続きは、改正後の条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成19年12月27日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の日（平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。）以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお、従前の例による。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以

下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。

附 則（平成21年11月24日条例第13号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成21年11月24日条例第14号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月25日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第6条の3第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の条例第3条第4号又は第6条の3第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

附 則（平成22年11月19日条例第5号）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日である時はその日）から施行する。

附 則（平成23年2月28日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。